大学分科会の審議状況について

(第71回中央教育審議会総会(平成22年1月21日)以降)

1. 開催状況

- ・大学分科会を4回開催。
- ・ 質保証システム部会を2回, 大学規模・大学経営部会を3回, 大学行財政部会を4回, 大学院部会を1回開催。
- このほか、関連するワーキンググループを開催し、専門的な検討を実施。
- 2. 大学分科会「平成21年8月から平成22年1月までの大学分科会の審議経過概要について」(第三次報告)(平成22年1月29日)(別紙1参照)

これまで、①大学教育を学位プログラムとして構成することによる質の保証、②各大学の個性・特色に基づく機能別分化、の2つの論点を基調として、総合的に検討。

22年1月 大学分科会「第三次報告」

- (1) 質保証システム
 - ・ 社会的・職業的自立に関する指導等の法令上の明確化
 - 教育情報の公表の促進
- (2) 大学院教育
 - これまでの大学院教育の施策を人社系・理工農系など分野別に検証
 - 国際的な大学評価や海外発信の観点からの情報の公表
 - ・ 我が国と外国の大学との組織的・継続的な教育連携の構築
- (3) 大学規模・大学経営
 - ・ 大学の自主的な経営改善の取組への支援
 - ・ 財務・経営に関する情報公開の促進
 - 社会人学生の受入れの促進
- 3. 大学における社会的・職業的自立に関する指導等(キャリアガイダンス)の法令上の明確化(別紙2参照)

大学が、教育課程の内外を通じて、社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組む体制を整えるため、大学設置基準等の改正を審議(平成22年1月諮問、2月答申)。

4. 大学等の教育情報の公表の促進(別紙3参照)

大学等が教育研究活動等の状況について公表すべき事項を法令上明確化するため、大学設置基準等の改正を審議(平成22年5月諮問,答申)。

5. 大学院教育

これまでの大学院教育の施策について、分野別に抽出した約350専攻及び専門職大学院84専攻に対する書面調査のほか、ヒアリング及び訪問調査による検証作業を行い、これを基に、学位プログラムとしての博士課程教育の確立や、世界的な教育研究拠点の形成など、今後の新たな施策を検討。

平成21年8月~平成22年1月までの大学分科会の審議経過概要について

中央教育審議会大学分科会では、平成21年6月に「第一次報告」を、8月に「第二次報告」を公表しており、その後の審議状況を部会等の論点ごとに整理した。

(主な内容)

1. 質保証システムについて

- ○**社会的・職業的自立に関する指導等の法令上の明確化**:大学設置基準に位置づけるよう提言。
- ○**教育情報の公表の促進**:情報の公表を通じた教育の質の保証を図る観点から,
 - ① 公的機関としての説明責任を果たすため、基本的な組織、教育課程、学生、学習環境等に関する情報の公表が求められること
 - ② 教育力の向上を図るため、教育課程を通じて修得できる知識・技能体系の公表が求められること(学位プログラム化の推進)
 - ③ 国際競争力の向上を図るため、学位プログラムに関する情報等の積極的な公表が求められること

を整理。

2. 大学院教育について

○大学院教育の実質化について、これまでの大学院教育の施策を、4つのWG (理工農・人文社会・医療・専門職学位課程)で分野別に検証。24分野計約 350専攻及び専門職大学院84専攻に対する書面調査のほか、ヒアリング及 び訪問調査を実施。

(グローバルな展開を目指す大学の取組を促進)

- ○国際的な大学評価や海外発信の観点からの情報の公表:大学の国際的な評価や 国際競争力を向上させる観点から、国際的な活動に特に重点を置く大学の情報 発信を促進(明確な方針に基づく教育課程とその水準(例:修得すべき知識・ 技能の明確化)、留学生への対応等)。
- ○我が国と外国の大学との組織的・継続的な教育連携の構築:グローバル化の中で教育の質を保証する観点から、ダブル・ディグリー等のプログラムを形成するためのガイドラインを策定(学位記の方式、質保証のための実施体制整備、教育課程編成等)。

3. 大学規模・大学経営について

- ○大学の自主的な経営改善の取組への支援:各大学における教育の質の向上の前提として、経営基盤強化の取組の促進や、経営困難からの再生、撤退、破綻時の支援を促進。
- ○財務・経営に関する情報公開の促進:財務・経営情報の公開の項目例等に関し、 大学関係者により基準を作成。
- ○社会人学生の受入れの促進:学位プログラムを通じて修得できる知識・技能を明確化するなど、地域で社会人が大学で恒常的に学ぶ仕組みや、学修成果が職業生活で適切に評価・活用される仕組みを検討。

大学設置基準及び短期大学設置基準の改正について

【大学における社会的・職業的自立に関する指導等(キャリアガイダンス)の法令上の明確化】

1. 改正の趣旨

現在の厳しい雇用情勢において、学生の資質能力に対する社会からの要請や、 学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっている。 このようなことを踏まえ、大学は、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指 し、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むこと が必要であり、そのための体制を整えるものとし、今回大学設置基準及び短期大 学設置基準を改正する。

(参考)

「緊急雇用対策」(21年10月23日緊急雇用対策本部決定)

- ①新卒者の就職支援態勢の強化
 - (イ) 大学等の就職支援の充実
 - ・就職相談窓口の充実(キャリアカウンセラーの配置など),女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進,大学における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化

2. 改正の内容

大学設置基準に次の規定を新設する(大学の取組を画一的なものとせず、教育 課程上の工夫や有機的な連携体制の確保等に関する大学の多様な取組を推進する 観点を踏まえて規定する。)。また、同趣旨の規定を短期大学設置基準にも設ける。

大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自 らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、 教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の 組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

3. 公布•施行

公布 平成22年2月25日 施行 平成23年4月 1日

*なお、平成23年4月開設分に係る大学等の設置認可審査においては、今般 の改正内容を踏まえて、審査を行うこととする。

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令案について 【大学等の教育情報の公表の促進】

1. 改正の趣旨

現在,学校教育法及び大学設置基準等において,大学等の教育研究活動等の状況について,積極的に情報を公表することが規定されているところであるが,大学等が公的な教育機関として,社会に対する説明責任を果たすとともに,その教育の質を向上させる観点から,公表すべき事項を法令上明確にすることが求められる。

このため、中央教育審議会大学分科会の審議を踏まえつつ、学校教育法施行規則等の一部を改 正し、教育情報の公表の一層の促進を図ることとする。

2. 改正の内容

- I. 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする(学校教育法施行規則第172条の2を新設)。
 - 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の選抜に関する方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

また、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報の公表を、努力義務として定める(同条第2項)とともに、情報の公表は、適切な体制を整えた上で、広く周知を図ることができる方法によって行うものとする(同条第3項)。

※これらの規定は大学院、短期大学についても適用される。また、高等専門学校にも準用する。

- Ⅱ. 認証評価において、上記の情報の公表の取組状況が確認されるよう、必要な規定を追加する (学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第1条の改正)。
- Ⅲ. I. に伴い、大学設置基準等の法令について、所要の整理を行う。

3. 公布·施行

公布:平成22年6月頃 施行:平成23年4月1日